

○住宅改造(改修)の助成

日常生活に介護を要する高齢者や身体障害(児)者が、自己の居住する住宅を改造する場合に、その費用の一部を助成します。なお、新築や大規模な増改築、改造工事済みの住宅を購入する場合には、対象になりません。

	①介護保険法	②障害者総合支援法
助成の対象となる改造内容	(1) 手すりの取付け (2) 滑り防止および移動の円滑化等のための床材の変更 (3) 段差の解消	(4) 引き戸等への扉の取替え (5) 洋式便器への便器の取替え (6) その他上記の住宅改修に附帯して必要となる工事
対象者	要介護認定または要支援認定者	下肢、体幹機能障害または乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)を有する者であって、障害等級3級以上の者 (ただし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢機能障害2級以上の者) ※ 学齢児以上
助成金額	20万円(1割、2割または3割は自己負担)	20万円(原則1割自己負担。ただし、非課税世帯は負担なし。課税世帯は税額により上限あり。)
申請時必要書類	・ 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書 ・ 工事見積書(内訳書) ・ 住宅改修承諾書(名義が本人・配偶者以外の場合) ・ 施工前の日付入り写真 ・ 図面(平面図および展開図) ・ 住宅改修が必要な理由書 ・ 居宅サービス計画書	・ 日常生活用具給付申請書 ・ 工事見積書(内訳書) ・ 住宅改修承諾書(名義が本人・配偶者以外の場合) ・ 図面(平面図および展開図) ・ 施工前の日付入り写真 ・ 住宅改修が必要な理由書
	③高知市住宅改造助成事業	④高知市重度身体障害(児)者住宅改造助成事業
事業対象となる改造内容	介護保険の住宅改修の種類に該当する工事 浴室、便所、洗面所、玄関、廊下、階段、台所、居室及びアプローチの手すり取り付け、段差解消等の小規模な改修工事	(1) 障害者総合支援法の住宅改修の種類に該当する工事 (2) 浴室、便所、洗面所、玄関、廊下、階段、台所、居室及びアプローチの改造で、身体状況等から特に必要な工事 (3) その他市長が必要と認める改造
事業対象者	上記①対象者で、当該住宅の改造において高知市重度身体障害(児)者住宅改造助成事業を利用していない者	上記②対象者で、かつ身体障害者手帳1級又は2級を所持する者
事業助成金	・ 助成額は、対象工事額に対象者の属する世帯の市町村民税状況による助成率を乗じた額(1,000円未満は切捨て) (対象工事上限額 450,000円) 課税世帯の場合 助成率1/2 上限額225,000円 非課税世帯の場合 助成率2/3 上限額300,000円 生活保護等又は中国残留邦人等に対する支援給付を受けている世帯の場合 助成率3/3 上限額450,000円	・ 助成額は、対象工事額に対象者の属する世帯の市町村民税状況による助成率を乗じた額(1,000円未満は切捨て) (対象工事上限額750,000円) 課税世帯の場合 助成率1/2 上限額375,000円 非課税世帯の場合 助成率2/3 上限額500,000円 生活保護等又は中国残留邦人等に対する支援給付を受けている世帯の場合 助成率3/3 上限額750,000円
事業申請時必要書類	(上記書類の他必要な書類) ・ 高知市住宅改造助成事業申請書 ・ 誓約書 ・ 利用者基本情報(居宅介護) ・ 高齢者実態把握票、相談・経過観察票(包括支援センター) ・ 住宅改造に係る事前調査の結果説明に関する申出書	(上記書類の他必要な書類) ・ 高知市重度身体障害(児)者住宅改造助成事業申請書 ・ 誓約書 ・ 住宅改修が必要な理由書

※ ①～④すべての事業で住宅改修を行う場合は、それぞれに必ず工事前に申請が必要です。

なお、①介護保険法と②障害者総合支援法の併用は認められません。この場合、①介護保険法が優先となります。

※ ①介護保険法の制度をご利用される方は、事前にケアマネジャーにご相談ください。

※ 工事中や工事完了後では申請受付できませんのでご注意ください。

※ 市町村民税の課税状況は、対象者の属する世帯の当該年度の課税状況とします。

(ただし、4～6月申請分は前年度の状況とします)

問い合わせ先 ① については、介護保険課 給付係 ☎823-9959

②④については、障がい福祉課 医療福祉担当 ☎823-9053

③ については、高齢者支援課 ☎823-9441

■住宅について

○障害者向け公営住宅について

手帳をお持ちの方のために、県営・市営住宅のうち障害者向けのものが建設されており、空き住宅を対象に入居の募集が行われています。

詳しくは担当課までお問い合わせください。

(1) 県営住宅

〈対象者〉 身体障害者手帳所持者・療育手帳・精神保健福祉手帳所持者等

団地名	所在地	視聴覚障害者用（戸）	下肢障害者用（戸）
春野	高知市春野町内ノ谷1-1	7	7
蒲原	南国市岡豊町蒲原238	1	3
横浜	高知市横浜新町2丁目102	4	6
若草町	高知市若草町3番	0	4
船岡	高知市神田23-1	0	14
介良	高知市介良570	0	11

(2) 市営住宅

〈対象者〉 身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳所持者等

団地名	所在地	対象（戸数）	
		車椅子世帯	車椅子単身
新本町東	新本町2丁目12番	2	0
比島町	比島町2丁目2番	3	4
比島町北	比島町3丁目7番	6	0
鏡川町	鏡川町16番地	4	10
百石町	百石町3丁目1番33号	4	1
北竹島町	北竹島町29番地1	8	0
潮江	小石木町204番地	5	2
三里十津南	十津5丁目2～5番・7番	4	0
三里十津北	十津5丁目17番	4	0
曙町	曙町1丁目20番・21番・24番	2	0
若草町	若草町3番1・2号	3	3
若草町西	若草町12番	5	0
鴨部	鴨部1丁目13番	7	0
昭和町コミュニティ住宅	昭和町8番18号	2	0
潮江第二コミュニティ住宅	百石町3丁目6番8号	1	1
栄田町コミュニティ住宅	栄田町1丁目5番12号・6番20号	2	0

上記の表の他に「障害者世帯」「障害者単身」向けの住宅があります。

ただし、住宅の設備は一般の住宅と同じですので、下肢障害の程度の重い方等は居住に困難な面があります。

問い合わせ先

高知県住宅供給公社

☎ 883-0344

高知市営住宅管理センター

☎ 823-9067

※車椅子

・身体障害者手帳4級以上かつ自立歩行ができないことにより常時車椅子を必要とする状態